



凡 例		
地区計画区域・地区整備計画区域 (面積 約26.3ha)	-----	
建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅</li> <li>住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</li> <li>共同住宅・寄宿舎 (従業者の居住の用に供する部分の床面積の合計が事業所の用に供する部分の延べ床面積の2分の1以内のものを除く。)</li> <li>老人ホーム、保育所 (主に当該地区内の事業所に従業者の用に供するものを除く。)、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供するものうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの</li> <li>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</li> <li>マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>カラオケボックスその他これらに類するもの</li> <li>畜舎</li> <li>自動車教習所</li> <li>ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵又は処理施設 (敷地内建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵庫を除く。)</li> <li>火薬類取締法第2条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの</li> <li>建築基準法別表第2 (二) 項第1号(1)から(22)、(29)から(31)までに掲げる事業を営む工場、レディミクストコンクリートの製造を営む工場</li> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物 (工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)</li> </ol>	
建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡	
壁面の位置の制限	1号壁面線 (20m)	-----
	2号壁面線 (10m)	-----
	3号壁面線 (10.5m)	-----
	4号壁面線 (16m)	-----
	その他の道路及び水路、隣地境界からの壁面線 (5m)	-----
建築物の高さの最高限度	31m	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築物等の外観の各立面の色彩は、各立面の面積の3分の2以上の部分 (着色していない石、木、土、レンガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観部分を除く。以下同じ。) については、刺激的な色彩や装飾 (光又は明かりを用い、点滅する装置を含む。以下同じ。) を避け、周辺の眺望・景観と調和するよう、次に掲げるマンセル表色系の範囲とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>7.5Rから7.5Yまでの場合は、彩度6以下</li> <li>7.5Yから7.5GYまで (ただし、7.5Yを含まない。) の場合は、彩度4以下</li> <li>7.5GYから7.5RPまで (ただし、7.5GY及び7.5RPを含まない。) の場合は、彩度2以下</li> <li>7.5RPから7.5Rまで (ただし、7.5Rを含まない。) の場合は、彩度4以下</li> </ol> </li> <li>高架水槽及び工作物は、周辺の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、設置方法、色彩等に配慮したものとす。</li> <li>表示又は掲出することができる屋外広告物 (埼玉県屋外広告物条例第7条第1項に規定するものを除く。) は、自己の用に供し、周辺の眺望・景観と調和するよう位置、大きさ、設置方法、色彩、装飾等に配慮したものとす。</li> </ol>	
建築物の緑化率の最低限度	20%	
垣又はさく構造の制限	道路、河川又は水路に面する部分は、地盤面から高さ2.0m以下の生垣又は透視可能なフェンス、その他これらに類する開放性のあるもので、美観を損ねるおそれのないものとし、基礎の高さは地盤面から高さ60cm以下とする。ただし、門柱及び危険施設等の管理上やむを得ない場合は、この限りでない。	

